

# 総務建設常任委員会

平成27年8月7日

葛城市議会

## 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成27年8月7日(金) 午前10時20分 開会  
午後2時11分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	西川	朗
委員	内野	悦子
〃	岡本	吉司
〃	吉村	優子
〃	阿古	和彦
〃	赤井	佐太郎
〃	下村	正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	川村	優子
〃	朝岡	佐一郎
〃	白石	栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下	和弥
副市長	生野	吉秀
まちづくり統括技監	松倉	昌明
総合政策企画監	本田	知之
企画部長	米井	英規
企画政策課長	岩永	睦治
〃 補佐	高橋	勝英
〃 補佐	高垣	倫浩
総務部長	山本	眞義
総務財政課長	安川	誠
〃 主幹	吉村	雅央
生活安全課長	門口	昌義
〃 補佐	植田	和明

都市整備部長	土 谷 宏 巖
都市整備部理事	
兼建設課長	木 村 喜 哉
建設課主幹	河 合 忠 尚
建設課長補佐	松 本 秀 樹
〃 補佐	西 川 勝 也
都市計画課長	石 田 勝 則
産業観光部長	下 村 喜代博
農林課長	池 原 博 文

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	中 井 孝 明
〃	新 澤 明 子
〃	谷 口 亜 耶

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第45号 工事請負契約の締結について (新道の駅調整池・造成工事)
- 議第46号 財産の取得について (小型ノンステップバス購入)
- 議第47号 財産の取得について (マイクロバス購入)
- 議第48号 財産の取得について (普通消防ポンプ自動車購入)
- 議第50号 平成27年度葛城市一般会計補正予算 (第2号) の議決について

開 会 午前10時20分

**西井委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。大変暑い中ではございますが、本日、臨時会の中で付託された総務建設常任委員会の部分を審議してもらいたいと思います。慎重審議の上、よろしくご協力のほどお願いいたします。

委員外議員の出席は、白石議員、朝岡議員、川村議員、3名が出席されております。

一般傍聴についてお諮りいたします。

本委員会において、一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

**西井委員長** なお、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ここで議事に移らせていただく前に、委員の皆さんにお知らせがございます。

前回、6月25日に開催されました本委員会において調査案件、地域活性化事業新道の駅建設事業についての審議の中で、資料提出の要望があった件につきまして、副委員長と相談の上、本日、全議員にレターケースへ配付させていただいておりますので、ご承知おきください。

それでは、ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず初めに、議第45号、工事請負契約の締結について（新道の駅調整池・造成工事）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第45号、工事請負契約の締結につきまして提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新市建設計画に基づき進めております新道の駅建設事業に伴う新道の駅調整池・造成工事の請負契約の締結についてでございます。

施設規模につきましては、プレキャスト製調整池2,750トン、ほか、オリフィス等工事一式、L型擁壁工265メートル、排水溝277メートル、その他、雑工一式となっております。

工事の発注につきましては、本年7月28日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、6者の応札がございまして、株式会社北田組が落札いたしました。契約金額2億5,016万800円で請負契約を締結するものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

阿古委員。

**阿古委員** 調整池、多分、水、ためるんでしょうね。その工事なんですけど、これ書いてくれていますので、具体的に、平面としての面積、それと深さ、どれぐらいかかるのか。具体的なちよっと数字、言っていただけますか。

**西井委員長** 木村理事。

**木村都市整備部理事兼建設課長** 都市整備部の木村でございます。よろしく申し上げます。

ただいま阿古委員のご質問ですが、調整池自体は、平面的に見ますと長方形の形をしております、長手が34.5メートル、短い方が21.0メートル。深さが4.0メートル。

以上でございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** この図面、つけてくれているのがそうなんです。34.5メートル掛ける21.5メートル。それと、深さが4メートルと今言ったのかな。というのが、このエリアについては、何回か質問させていただいているんです。特に、太田遺跡の中になるものですから、その発掘についていろいろお聞きして、何回かお聞きしているんですけど。

それで、一番下の、その当時は第1エリアやったのかな、調査区の、については、どうされるんですかという中で、トレンチを若干は、何か所はされているんですけども。最終的な説明の仕方としては、その何というか遺跡面までは掘らない。掘らないから、もうそのまま覆土して、その状態で後世に委ねますと。アスファルトにするのか、とにかく、下のその調査する面は、もう全くいらいませぬのでという話の中で、聞いているんです。

そうすると、たしか、このエリアで、説明では1メートルぐらいの覆土であったという理解の仕方をしているんです。1メートルから1メートル50センチメートルやったのかな。それで、今回、聞いていると4メートル掘られるんですね。そやから、それは、どうなっているんですか。そのエリアを掘らないから、そういう、手続上とりますよという話をたしかしただいただいていると思うんですけどね。それとの関連性はどうなっているんですか。

**西井委員長** 木村理事。

**木村都市整備部理事兼建設課長** ただいまのご質問ですけども、教育委員会に発掘をお願いしている中で、第一次発掘調査報告書という報告をいただいておりますが、その中で、ただいま計画しております調整池の区域につきましては、調査不要部ということで報告をいただく中で、その地域がもともとが河川区域で、谷筋地形でもあり、遺構が存在しない想定が強い区域であるというふうな教育委員会からの報告をいただいております。よって、その調整池を、その地域に計画をさせていただくということとなっております。

以上です。

**西井委員長** 副市長。

**生野副市長** 私の方からも追加で答弁させていただきます。

この地域につきましては、以前、産業廃棄物が埋設されておった土地でございまして、その分につきましては、県産業廃棄物対策課立ち会いのもとに、前所有者によって全て土を入れかえておる土地でもございますし、今、木村理事も申しましたように、教育委員会との打ち合わせの結果、調査不要ということになったわけでございます。

以上です。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** その説明は、実は今、初めて聞いたように思うんですけど。以前、話があったときは、たしか、西の方のL字型の建物のエリアについては、もう河川敷等で流れていると。いろんなものが流れているから、ちょっともういいんじゃないかというような話が出てきてて。それで、今、道の駅のエリアの部分、あれは、地域情報棟、トイレのある方ですね、の下の方の部分については、その話は出てきてなかったように思います。第1エリアについては、どうするんですかと言ったときには、そのまま、いや、もう覆土しますからということで、今、おっしゃっている調整池云々については今、初めて出てきたように思います。それで、今、言ったのは、産業廃棄物があるということですか。それは、どういう経緯でそういうことなんですか。

**西井委員長** 副市長。

**生野副市長** 以前に、産業廃棄物が埋設されておったと。その中で、今年の、平成26年6月の常任委員会の方に、この北側の用地買収を行うときに、その産業廃棄物等を埋設されている土地をそのままの金額で買うのかと。その産業廃棄物の搬出費用は差し引かないかというご質問をいただいておったわけございまして、その中で、今年の5月に県の廃棄物対策課等と協議を行いまして、北側の部分につきましては、廃棄物も確認もされておらないし、当然、埋設物の工事も行わないということで、何ら支障がないという結論のもとで、北側については用地を購入いたしたわけございまして、今、調整池を計画いたしておる部分につきましては、県立ち会いのもとで、前所有者さんが全て撤去、土の入れかえを行われた。平成20年に全て、前所有者で土の入れかえを行われたと。その中で当然、県の廃棄物対策課、環境保全センターから、全ての許可をいただいて、本人さんがその産業廃棄物を撤去されたということでございまして、その後、この新道の駅事業に伴う用地買収をその所有者の方と契約をさせていただいたということでございますので、その当時に全て土も入れかわっておりますし、先ほども木村理事も申しましたように、教育委員会との協議の中で、この部分については、調査不要ということになったわけでございます。

以上です。

**西井委員長** よろしいか。

**阿古委員** ちょっと、いったん質疑終わっておきます。またお聞きします。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、提案されています工事請負契約ですけども、今、土谷理事の方から調整池、2,750トンという話があって、深さが4メートル。木村理事の方からは、見たら、面積が724平方メートルぐらいの面積になるわけやけども。その2,750トン、擁壁面を除いてあると思うわけ

やけど、この2,750トンためる、その計画面積は、これ幾らになるのか。

**西井委員長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまからの岡本委員のご質問についてですが、調整池の流量調整の対象となる面積は、道の駅全体の3.3ヘクタールでございます。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、部長の方から、3.3ヘクタール、道の駅ということになっとるわけやけど、県の開発基準からいって、1万平方メートルで何トンの基準になっとるの。県の基準は1万平方メートルで100トンと違うの。3万3,000平方メートルやったら、これだけの調整池要らへんはずやと、私は思うけども、そこらの見解。そやから面積幾らやと聞いとるわけやけども、県の開発指導とこれとは異なるということか。これ、沿道サービスで、その許可とってるわけや。その、地域振興棟についても、道の駅についても。どうしても3万3,000平方メートルとっているわけや。3万3,000平方メートルとって、県の基準でいく100トンであったら、330トンで、事足りると思うわけやな。そんだけの、とらないかんということは、もっと西山のこの面積も踏まえていくんかな。

県の基準の100トンというたら、逆算で28町ほどの面積のエリアでこれだけがたまるという計算になると私は思っているわけやけども。違うなら違うで答えてもらいたいし、何で、県の調整池の指導の面積と今のこの面積が異なるのか、まず、それが1点と。

この調整池の構造、プレキャストか何か言ったけど、ということは、全部、上もふたをして駐車場に使う、こういう構造になっとるわけやんな。これで2億5,000万円の金額からいって、実際どのくらいかかるのかわからんけども、調整池だけで恐らく1億円からかかると思うてるわけや。

ほんなら、3万3,000平方メートルのこんな大きな面積があって、何でわざわざふたまでして、大きな金をかけて調整池をつくらんならんの。それやったら、開渠で十分、面積あるやんか。初めから計画しとるんであったら、地域振興棟、西へずらすとか、何らかの形をして、やはり経費の節減に努めるべきやないか、というふうに私は思いますけども、間違っていたら言っていただきたいというふうに思います。

もう1点目。今、副市長の方から、ここは産業廃棄物が埋まっていたという話が今、されました。私、言わんところと思ったけども、以前に指摘されたというのは、私が言ったということやと思います。

そのときの副市長の答弁では、産業廃棄物、今、おっしゃるとおりですわ。それだけの費用を差し引いて購入しますということを言われとった。ところが、今、購入したんは、もう既に、全部取り除いたということやから、通常の土地として購入されている。今、これ、県の廃棄物対策課、平成20年という話があった。全てとってんのかということに問題が出てくると思ってるわけですわな。

そやから私は、あえて、前の副市長のときにも聞かせてもらった。ここ掘ったら、4メートルも掘ったら、完全に出てくるのと違うんか。出てきたときにどうするねん、この処理。

行政で買った以上は行政で処理をせないかん。そういうことがあるから、そのときに私は聞いたはずですよ。そやから、全部、それは、言ったら、費用を差し引いて購入します、議事録残ってるはずや。今の副市長も認めてるはずやんな。そこらが、どうなんね。

やっぱし、きちっと全体を計画していく中で、調整池の場所が、良い、悪いは、私はわかりません。公害的なものもいろんなあるやろ。ここへつくれ言ったらつけれない場合もあるやろ。そんなこと、私は、技術的なことはわからんので、言いませんけども。あえて、ここへ持ってきて、今、阿古委員の話やないけど古墳の話もある。4メートル切り下げて、本当に産廃が出てこないのかどうか。出てきたときにどうするねん。それを、部長、とりあえず答えてもらいたい。

**西井委員長** 生野副市長。

**生野副市長** まず、今、岡本委員おっしゃっております土地の購入についてのことを、再度、回答させていただきたいと思います。

確かに、昨年の常任委員会の中で、産廃の分につきましてのご質問の中で、この中で、まずは所有者が2名おられるわけでございまして、この調整池を計画している土地につきましては、平成20年からの県の指導によりまして、これは当然、盛り土をしとったわけでございまして、地盤面まで前所有者が土の入れかえを行われておったということでございます。

あと、北側の半分につきましては、県廃棄物対策課と協議の中で、産業廃棄物の存在も認めておらないし、当然、事業の計画上、盛り土ということでございますので、土の入れかえ等は行わないということの中で、片一方の方につきましては、時価で購入をさせていただいておりますし、再度申し上げますが、この調整池部分につきましては、前所有者の方が、個人の費用をもって土を入れかえていただいておりますので、そのままの地価で購入をさせていただいたということでございます。

以上です。

**西井委員長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまの岡本委員からのご質疑について、私の方から調整池の容量の関係についてご説明させていただきます。

今回の調整池の容量の決定につきましては、県の河川課との協議の上、大和川流域調整池技術基準、こちらの方に基づいて、開発面積当たりの流出係数の変化で流量増となる部分についてを調整するという考えに基づいて、容量の算定をし、その検討結果、また、県にご確認いただいた上で、ご了解をいただいて、工事の方に反映している次第でございます。

また、もう1点、ご指摘ございましたプレキャスト製調整池で、上の方にふたをかけて駐車場として使うという点につきまして、ご承知のとおり、現在、道の駅の計画地というのは、今、調整池をつくろうと計画している箇所、県道側の方に流出河川、流出水路がございまして、水の流れの検討を行うに当たりまして、開発区域の一番下流側に調整池なりを設置するというのが一番効率的であるという判断に基づきまして、現在の位置で、そのほか、検討要因いろいろございしますが、そういった中で、現在の位置に決定した次第でございます。

以上です。

西井委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼建設課長 調整池の請負金額における調整池のプレキャスト分の費用ということですが、請負金額が2億5,016万5,800円のうち、1億7,960万4,000円が調整池の工事請負金額ということでございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 部長の話で、大和川流域という話も出てきた。この辺は、全部、大和川流域ですよ。この開発行為でいう河川協議の中で、開発行為も一緒ですよ。河川課も入り、皆、ここは大和川流域が基本ですよ。大和川流域基本で、私、同じ考え方やと思うてるわけや。

それに何で、この3万3,000平方メートルに対して、これだけの調整池、トン数が要るんか。普通、一般の人が1万平方メートル、今、忍海でも開発される。もともとの調整池というのは、1万平方メートル以上があつて、今、5,000平方メートルになって、現在3,000平方メートルになっておる。それは何やねん。大和川の河川が、亀の瀬が改修できない。そやから、徐々に出すようにということで、だんだんだんだんトン数減ってきた。その中での流量計算が約1万平方メートルで100トンという1つの基準を、開発するときに出しとるわけや。

私にわからんのは、この、ここで道の駅、沿道サービス、都市計画法第34条で許可を受けとるわけやろ。都市計画法第34条、条文でいくのやったら、何でここだけこんな大きな調整池が要るんやと。だから、今、私が言いましたように、はっきり3万3,000平方メートル違いますねやと。上の山の分も入ってますねんという話になるのか。それを聞かせてほしいというわけで、大和川流域と言われたら、私、それは納得できへんと思う。大和川流域の計算からいったら、これにならへんはずや。私の言うてるのが間違っているのやったら間違っているで、教えてもらったら結構やし。それと、今、この、入り口やという話もあるけども、何もこの場所にせんでも。それは、下流にするというのよくわかりますよ。

何で、今、聞いたように2億5,000万円、そのうちの1億8,000万円近くも調整池に費やして、なぜしないといけないのかと私は言うてるわけや。もっと少ない金額でできる方法はあるやろ。できるだけ費用はかけないというのが基本やん。市長がいつも言っているやん、皆さんからいただいた税金、無駄遣いはしませんと。私は、はっきり無駄遣いやと思いますよ。もっと、開渠にしてやろうと思うたらやれるわけやん。何であえて暗渠にせなあかんのか。駐車場が足りまへんねん。そなん、全体計画をしたら、恐らく、そなんにならんと思うで。だから、私が言うてる、納得できるように、その2,700トンの根拠、これをもう一遍教えてほしい。私も勉強させてもらう。私は何もわからんから、昔の人間やから、最近のことはわかりません。昔のことしかわからんわけや。100トンというのは最近の話やろ。何でこうなるのか、教えてほしい。

それと、生野副市長が言ってる、個人でしたということも、それはわからんこともないわけやけども、やっぱりこれ、掘ったときに、産廃出てるときに、どう処理するねんと。出てきたら仕方ないがな、うちが買ってるから、うちで処理せな仕方ないがな。そういうことになるのか。私は余り深いことは言いたくないけど、県、県と言われるけども、その当時の事

情を知っている人間、何人かおるはずや。それを今、言われたら、私もそうでっかとなかなか言いにくい。

そやから、もし出てきたら、役所の方で処分せな仕方ない。今の結果論だと、そうしか仕方ないわな。それは、税金を使って処理しますよということで、副市長はよろしいねんな。

**西井委員長** 副市長。

**生野副市長** 今、調整池の考え方でございますが、確かに、県の開発指導要綱の中では、岡本委員おっしゃっているとおりであったということでございますが、この調整池につきましては、先ほど部長が申しましたように、大和川の流域の中での調整池基準というのが、まず大前提であるわけでございまして。

一例を申し上げますと、委員、ご承知のように、平成16年から実施いたしましたJR大和新庄駅東地区の土地区画整理事業というのが1つあるわけでございまして、その中で、あの部分につきましては、4.8ヘクタールでございました。その中で、旧の、以前から宅地化されている部分を差し引きますと、約3.5ヘクタールほどの面積であったかと思えます。その中で、あの部分の調整池に関しましても、委員ご承知のように約2,500トンの調整池を公園の下に埋設、プレキャスト方式で、この方法と同じようになっているわけでございまして、あの部分につきましては、減歩等の関係もございましたので、その上に公園を設置させていただいているということでございます。

次に、土の件でございしますが、今は、この中で、平成20年5月14日から平成20年7月7日にかけて前所有者が土地の入れかえをされたという中で、その産業廃棄物の写真なり、全て入れかえが終わり、搬出処理が終わったという最終的な県の廃棄物管理センターの分もいただいておりますので、この部分につきましては、どこまで掘っても廃棄物は出てこないということでございます。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 以前のことも、副市長、参考に出していただいて、区画整理の話もされたわけやけども、その辺でちょっと私がよくわからんのは、その今、言っているように、こういう道の駅のところであつたら大和川流域というけども、さっき言っているように開発区域も大和川流域の計算で入ってくると思うわけやんな。何でこれだけの大きな面積が要るのか、私がわからんから聞いとるわけですわ。

JRの場合については、公園の面積もあつたはずやんな。公園面積をとるという前提の中での計算も入ってあつたというふうに、私は、理解はしているわけですわ。たまたま調整池を抜きに公園があれだけあつたということで進んであつたんか、ちょっと私も記憶は薄れていきますけどね。だから、今、言われているように、例を出されるのはそれでよろしいやんか。そやけど、もう、今、何でこの面積になるのかということ、計算式を教えてもろうたら、私、何もしつこく聞きません。

わかるように教えてください。

(発言する者あり)

西井委員長 すぐできますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時00分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

数字の訂正について、部長から報告をお願いします。

土谷部長。

土谷都市整備部長 都市整備部、土谷でございます。

冒頭、提案内容説明の際に契約金額について、●●●●●というご説明をさせていただきましたが、正しくは2億5,016万5,800円の契約金額となります。会議録を訂正させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。申しわけありませんでした。

西井委員長 今、部長より訂正の報告がありましたので、そのようにさせていただきたいと思います。

皆さんも、それでよろしいでしょうか。

(「はい、結構です」の声あり)

西井委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼建設課長 岡本委員のご質問されております資料ということですが、県の河川課との協議の上で決定した容量ですけど、後日、資料を提出させていただくということ、ご理解をいただきたいと思います。

(発言する者あり)

西井委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼建設課長 流域の面積ですが、あくまでも、この道の駅の計画しておる3.3ヘクタール内の調整池でございます、道の駅の西側で計画しております吸収源の公園部分は含まないということで。

以上です。

西井委員長 よろしいでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今、木村理事の方から説明していただきました。後で、資料を出すということで、私も了解していきたくと思います。流域面積もあくまでも3.3ヘクタールということ、あえておっしゃっていただいておりますのでございまして、それと、副市長の方で産廃の話が出ましたけど、もし、この中で、産廃が出てくるようであれば、市の方の費用で処分せなならん。こういうことやというふうに思います。一応、時間もないんで、もうこれで結構です。

西井委員長 ほかに質疑ありませんか。

阿古委員。

阿古委員 今、休憩中に資料を、前回、お聞きした資料をちょっと探したんですけども、持ってきていなくて、まさかこんな話が出てくると思わなかったんですけども。当初の、やはり第一次発掘調査では、今の話、調整池の話というのは、そのときに、聞いていない。

地域振興棟のエリアの話については、確かに聞きしているんですよ。そやけども、一番

下のエリアについては、どうするんですか、発掘調査をしないでいくんですよということ  
で、いや、もうその面はいらいませぬということに了解した記憶しか残っていないんですね。  
そやから、調整池の話は全く聞いてなくて、4メートル、掘り下げますねんというようなこ  
とも聞いてない。

それと、1つ確認しておきたいのが、今、言っているエリアの中で、盛り土としていろん  
なものが積まれていた。それと今度掘り下げて、産廃というのかどうかわかんないけども、  
いろんなものが放り込んでいたエリアがあったと。この図面でいうどのエリアにそれが当た  
るのかというのをちょっとまず提示していただきたい。

**西井委員長** 副市長。

**生野副市長** 今、お配りいたしております調整池の図面を見ていただきたいと思います。現在の調整  
池のちょうど中心あたりに中戸川が通っておるわけでごさいますして、その中戸川を中心に終  
の郷との境界とに、この調整池を計画いたしておるわけでごさいますして、当然、先ほど私が  
申し上げました産廃等の件につきましては、この中戸川は、7、8メートル下にごさいます  
ので、その川筋を埋めておったということでごさいますして、今回は、その埋めておったとこ  
ろが以前の所有者で土を入れかえしていただいたので、その当時、購入をさせていただいて、  
今回、4メートルの切り下げを行って、調整池を埋設するというごさいます。

今、こちらは、皆様方にはお示しいたしてないわけでごさいます、その地籍図等を持っ  
ておりますので、また、コピーさせていただいて、委員長の許可に基づいて配付させていた  
だきたいと思ひます。

以上です。

**西井委員長** よろしいですか。

阿古委員。

**阿古委員** コピーだけやったら、今、ちょっといただけませんか。見させていただく方がすっきりす  
る。後でまた聞くことになりますから。

**西井委員長** コピーはすぐにできますか。

**生野副市長** すぐできると思ひます。

**西井委員長** それなら、コピーができるまで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時10分

**西井委員長** 休憩前に続きまして、会議を行います。

資料を提出されましたので、資料を閲覧しながら、質疑を続けてもらいたいと思ひます。  
この資料について、説明をお願いします。

副市長。

**生野副市長** ただいまお配りいたしました図面を見ていただきたいと思ひます。この太田1234の1、  
太田1235につきましては、先ほど来申しております産業廃棄物、瓦れき等が混入されておっ  
たということで、この調整池の中心を走っております中戸川の谷沿いを造成するのに盛られ  
たということでございまして、なお、調整池がまたがっております山林、これは寺口でござ

いまして、この分につきましては、今現在、柵の郷の駐車場になっているところでございます。ご指摘のように、当然、谷筋を埋めておったところの部分平成20年におきまして、平成20年の5月から7月にかけて前所有者がその部分の土の入れかえを行われたということでございます。当然、先ほど来申し上げていますように、県廃棄物対策課立ち会いのもとに、全てその作業が終了したという中で、市の方といたしましては、この新道の駅事業に伴ってこの所有者から用地を購入させていただいたということでございます。

以上です。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** そうしますと、これ、太田1234の1というのが、掘り下げられて、廃棄物ですか、が埋まっていたというエリア。それで盛り土の方が太田1235の方ですか。両方とも掘り下げられていたという理解ですか。

(「はい」の声あり)

**阿古委員** なるほどね。それで、そこに調整池がかかるわけですね。

それで、1つ確認しておきたいんですけども。今のこのエリアについては確かに、ちらっと話が以前にも出ていたというのは記憶しています。この道の駅になる前から、事業が出る前からそういう話も聞いておるわけで。その中で、平成26年の6月かな、5月か6月に確かに理事者の方から答弁が出ていたというのも記憶しています。岡本委員おっしゃった旨の質疑があって、答弁では、埋まっていれば、当然、その埋まっている部分についての経費は差し引いて購入しますという話。

じゃ、それを、先ほどの生野副市長の答弁では、実は確認されたのは平成20年という答弁やって、平成20年に確認されて、じゃあなぜ、平成26年の6月ですか、その答弁が出てくるのか。もう確認しているのであれば、もうそのときにその答弁があつてしかるべきと違うんかな。その時間的な、逆になっている、この理由というのは何です。

**西井委員長** 生野副市長。

**生野副市長** 今の、調整池部分の太田1234の1と太田1235につきましては、この平成20年に土地の入れかえを行ったということで、所有者さんから購入をさせていただいております。

その北側の太田1230の1、太田1237の1等、5筆あるわけでございますが、この部分にも違法な残土等が混入されているんじゃないかということの中で、それが確認できた場合、その土の入れかえ等の費用を差し引いて市が購入するんじゃないかという質問であったというように記憶いたしておるわけでございまして、この部分につきましては、当然、この太田1234の1と太田1235と同等に県の廃棄物対策課にこの部分を平成26年の5月に確認をいたしたところ、この部分については、県としては廃棄物の存在は認められていないということであったわけでございまして、この部分については、土の入れかえをなしに、その土地の、皆さんと同じ購入の単価で、購入をさせていただいたというような説明をしたというように思っておるわけでございまして、あくまでも、この太田1238なり太田1237の1については、廃棄物の、県との確認の中で、混入が認められなかったので購入をさせていただいた。そういう答弁をさせていただいたということでございまして。

以上でございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** そうすると、僕自身が思っていたのは、太田1234の1と太田1235について、昨年の6月議会やったかな、5月か、に質問をされたと思ってたんやけど、そうじゃなくて、それ以外の太田1238の1、太田1237の1。もう一回ちょっと言ってくれます。

**西井委員長** 副市長。

**生野副市長** 昨年の6月の常任委員会の質問の部分の土地地番を申し上げます。葛城市太田1237の1。太田1238の1。太田1554の1。太田1248の1。太田1682。太田1552の1。太田1231の1。そして太田1236の3。太田1239の4。以上の筆数の部分で、昨年の6月の常任委員会で土の入れかえというご質問を受けた番地でございます。

以上です。

**西井委員長** よろしいですか。

阿古委員。

**阿古委員** わかりにくいですね。かなりの面積で、じゃあ土の入れかえが、今、言ったところのエリアについては、もう土の入れかえが終わったということを確認したということのをさっき言われたんですか。掘り下げられてなかったということを確認したという話なんですか。それだけ、ちょっと。

**西井委員長** 副市長。

**生野副市長** 今、申し上げました筆数につきましては、県の廃棄物対策課との確認のもと、廃棄物は存在しないという確認があったわけございまして、この部分につきましては、今現在も掘削予定はございませんし、今後も掘削予定がないということでございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** その廃棄物の確認をされたのが、平成26年に確認されたということなんですね。はい、わかりました。

それと、もう1点。これ、契約議決ですよ、これ、今回、上がってきているのが。それで、例えば、これ、2億5,000万円の工事ですよ。その工事について、調整池を地下に持っていくのが、やはり高くつくんじゃないかという委員の意見が出てきていたわけですよ。それと、たしか、調整池の大きさですよ、が適正なのかという話が出てきていたと。

それで、契約議決をするに当たって、その辺が、後で資料を提出しますので、了解願いますかと言われる。だって、意見としては、そんな作り方をしないでもっと低単価でつくれるんじゃないかなという話を言っている中で、それで、いや、流量についてもそうですし、いや、このやり方で、指導しています、その資料は後で提出しますと、じゃあ何を今、審議するのかなというのが、正直な気持ちですわ。

そやから、適正な大きさであるのかどうかを確認したいと言っているのに、資料は後で渡しますからということやけど、じゃあ議決を先にやるんですか。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時30分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

資料についてコピーしてもらったのを、各テーブルに配っていると思いますが、この内容について説明願います。

土谷部長。

**土谷都市整備部長** 調整池の容量の計算についてご説明させていただきます。

配付させていただいた資料、メールのテキストのコピーで申しわけありませんが、調整池の設計をしておりますコンサルタントから概略の容量を計算した内容について送付いただいたものでございます。

調整池の容量につきましては、このメールテキストに書かれているような容量計算をして、当然のことながら、中に柱等、そういったものを構築していく中で、その、水がためれない部分というものも出てきます。それを空隙率といいまして、95%で概略を出した結果、ちょっと丸印で書かせていただいておりますが、2,750立方メートルとなります。

それをもうちょっと詳しく部材のサイズ等を考慮して計算したのが、その下段に概略計算（参考）ということで書いてある部分でございますが、そういったものをしたところで約2,728立方メートルという検査結果が出てまいりまして、おおむね、概略貯留容量として必要なものが2,728立方メートルから2,750立方メートルになるという概略検討の結果をいただいております。それに基づきまして、2,750立方メートルのご説明をさせていただいたところでございます。

そこに流入する雨量につきましては、先ほど木村理事が申しましたように、道の駅開発地3.3ヘクタールのところから流出する雨水量というのを考慮して検討しているということでございます。

あと、調整池の位置につきましては、現位置が最も適切であるというところのご説明でございますが、私、先ほど説明しましたように、河川の一番、放流先の一番直近下流というところが一番適切であると。これの位置をずらした場合、現地地形、ご存じかと思いますが、奥に行くとはどんどん高さが、標高が上がっていきます。それに伴いまして、傾斜が、当然、水をためるには水平な箱が必要なわけですけど、地形が上がっていけば上がっていくほど掘削ボリュームがふえる。また、それを導いていく管路もどんどん長くなるということで、現在の位置が一番効率的であるというふうな考えをしているところでございます。

以上です。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** この資料は、例えば、その規模をどうやって、どの規模やとどれだけの水が入りますよ、満水の95%ですか、計算したらこの量になりますよという話であって、聞きたいのは、今、言っている3.3ヘクタールでどれだけの雨量があると計算してこの2,700立方メートル、2,800立方メートルの数字を出されたのかということをお聞きしているわけなんですよ。

そやから、池の大きさが幾らやからこんな縦掛ける横で長さをやれば、そなんん出るのわかります。それを出してくる根拠を言ってくださいと言っているわけですよ。

西井委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 今のご質問の点につきましては、私、冒頭のところで若干申し上げましたが、容量の対象としているのは3.3ヘクタールの開発地の部分ということで間違いございませんでして、それを先ほどの説明の中で言いました大和川流域調整池技術基準ですね、そちらの方で、開発前の地形に対しては、流出量、雨が降った、地表に降った水が流れ出る。当然、土身ですと、浸透する分もありますので、そういった分を差し引きまして、0.6、降った量の0.6が流出するというふうに決められております。

それに対しまして、開発後のところにつきましては、例えばアスファルトですとかコンクリート舗装とかそういったものがされますので、地中に浸透しない状況になりますので、それが余計に下流に流れると。それにつきまして、技術基準の中では0.9で、降った量に対して0.9で換算しなさいというふうに基準の中に書かれております。

その0.6と0.9の差分につきまして、下流に対する流出増になると。それにつきましては、それをどう計算するかという点が今、問題になっているかと思うんですが、昭和57年災害における時間当たりの雨量、それを時間当たりは何ミリ降ったという記録が残ってございまして、それを開発対象地域に降らせた場合、下流にどれだけの時間で到達するのか。そういったものを先ほどから申している流量計算という形で行いまして、開発前と開発後で計算した結果、差分をとります。

先ほど来、ちょっと持ってこさせてもらっているんですけど、その検討結果に基づく流出量の差で貯留しなければいけない量というのが2,132立方メートルになっております。それに対しまして、調整池を設計する際に長年、維持管理等も考慮すると、地下に、底にたまる土砂の量、それで容量がどんどん食われていってしまうと調整機能が低下していきますので、そういった余分も踏まえて、2,750立方メートルという検討結果が出ているところでございます。

先ほどの、降った量がどういう時間差で到達するか。それに対して、下流に影響を与えないためにどういう調整をしなければいけないかというのが時間ごとにずっと表の形で計算されておりまして、それが、一応、成果としては報告をされているようなところでございます。その中身につきましては、もうコンピューターで計算している部分もありますし、基本的にはそういう流量計算の公式に基づいた算出をコンサルの方でやった結果となっているところでございます。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 僕は、資料を求めたのは、今、言っている部分の資料を求めたんですよ。それで、なぜ、こんなことを、この今、言っている契約議決の審議の段階で出てこないといけないのかということが一番問題やと思うんですよ。

というのが、今回のこの調整池については2億5,000万円を超える金額の契約について、これ、説明は、今回初めてですよ、議案が出てきて。そやから、道の駅というのは、調査案件なんやから、ずっと、この委員会で審議しているわけですよ。そやから、先に、そういう

ことは、こういうことですねということで説明を受けていけば、この場で、こんな、資料ないから判断、だって2億5,000万円の契約をするのに、何の材料もなく、これが適正かどうかなんていうのは、判断できない。それをしようとするのが、むちゃくちゃなことですよ。

そやから、事前の説明をちゃんとしなさいよということを僕は言っているわけですよ。そやから、資料請求をしている。そやから、この2億5,000万円が高いのか安いのか、適正なのか。それを判断すべく審議するに当たって、何ら情報もなく、審議できるわけない。それを言っているわけです。

そやから、今、言っている雨量の分の計算については、僕も、これは個人的に勉強しますから、後で資料は出してください、必ず。それが1つ。

それと、これ、難儀やなと思っているのが、この位置で調整池をつくりますねん。そやけどこれ、埋めることによって非常に金額的に高くなるわけでしょう。それやったら、ひょっとしたら安く上げる方法がないのかとか、そういう検討がされているのかが見えてこない。それが、2億5,000万円が、ひょっとしたら2億円で済んだのかもしれないし、1億5,000万円で済んだのかもしれないし。そやから、そういうことも含めて、私たちは検討しないとイケないと思っているから、それをあえて言うわけです。

そやから、もっと丁寧に、行政側は、もしこれ議決をするタイミングがここだとすれば、もっと先にちゃんと説明してこないと。じゃあ、この場でやってください。資料を請求してこの場でやってくださいというのだったら、これ、何日間やってもよろしいですよ。資料を出してきて、それから僕、勉強しますやん。言っていることが間違いないのか。そうやったら、ほかの方法はないのか。それをやれと言われるのやったら、私、別によろしいですよ。これ、なかってもよろしいです。やりますよ。なぜもっと先に話が出てこない。その辺についてはどう思われますか。

**西井委員長** 土谷部長。

**土谷都市整備部長** ただいまの阿古委員からのご指摘につきまして、いろいろ県との協議を重ねる中で、今の調整池の設計がまとまるのに非常に時間を要してしまったという点がございまして、十分なお説明を事前に行うことができなかつた点については、まことに申しわけないことと思っております。私どもとしまして、今の案というのがコスト的には一番有利であるというふうには考えておりますが、そういったところも十分ご説明のないままに審議せざるを得なかつた状況になってしまったというのは、まことに申しわけないことだと思っております。

今後につきましては、事業の進捗、進め方等、十分注意して、そういったことのないよう、今後また、留意して事業の方を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

阿古委員。

阿古委員 質疑の中で、いろいろ申し上げましたが、私といたしましては、この議案が完全に審議できない、そういう状況の中で判断を下すことは議員としてできないと感じておりますので、申しわけないのですが、本議案は、ひとつ苦言の意味を呈して、反対とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

西川委員。

西川朗委員 ただいま上程されております議第45号、工事請負契約の締結について（新道の駅調整池・造成工事）に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

本事業に関しましては、南阪奈の葛城インターチェンジ、御所・香芝線に近接する好条件を利用し、商工業、農業の活性化を目指し、地域産業や地域住民と連携、協力し、官民一体で地域の活性化を推進するための拠点として位置づけられております。平成27年6月議会において、（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事の契約が議決されたことに引き続いて実施される工事であり、主な工事内容は、地下式の調整池と駐車場部分の造成のために必要となるL型擁壁を構築するものであります。今回、この一連の工事の完成により、地元農業、商工業の活性化のみならず、新たな観光の拠点として国内外の観光客を迎える拠点としての機能、地域住民の生活の足となる市内循環バスの結節拠点としての機能など、多くの雇用や経済効果を生み出して、今後の未来ある葛城市にとりましてもさまざまな可能性を秘めていることから考えるものであります。

以上の理由をもちまして、私の賛成討論といたします。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第45号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

西井委員長 起立多数であります。よって、議第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時40分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

ここでお諮りいたします。

議第46号、財産の取得について（小型ノンステップバス購入）及び議第47号、財産の取得について（マイクロバス購入）、以上の2議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第46号及び議第47号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部の米井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま議題となりました議第46号、財産の取得につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市生活交通ネットワーク実施計画に基づきまして、公共交通バスの再編成を実施するに当たり、環状線ルートを走行する小型ノンステップバス2台の公用車を取得するものでございます。

取得予定金額は3,888万円で、奈良日野自動車株式会社を相手方とする随意契約をしようとするものでございます。

よろしくお願ひします。

次に、議題となりました議第47号、財産の取得につきましての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市生活交通ネットワーク実施計画に基づき、公共交通バスの再編成を実施するに当たり、ミニバスルートを走行するマイクロバス4台の公用車を取得するものでございます。

公用車の取得につきましては、本年7月22日に15者による指名競争入札を実施した結果、5者が応札し、山口自動車工業所が落札いたしました。

取得予定金額は、3,254万400円でございます。この売買契約をしようとするものでございます。

以上2議案につきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるとでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**西井委員長** ただいま説明願ひました本2議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、米井部長から説明していただきましたけども、議第46号、これ、随意契約、この随意契約できると、この予定価格がこっちの資料にないけども、その辺がどうなったんかということ。

それから、2件に該当するわけやけど、我々、予算で聞いているのは、小型ノンステップバスが4,064万円と聞いたわけやし、マイクロバス、3,274万円と聞いたように思うんやけども、この契約金額、見たら、非常に近い金額で落札をされているということで、その辺、ちょっとどういうふうな経緯になっておるんかだけ教えてほしいと思います。

**西井委員長** 岩永課長。

**岩永企画政策課長** 企画政策課の岩永でございます。

まず、小型ノンステップバスの随意契約について、お答えしたいと思います。

現在、環状線ルートは、現在の幹線道路を走行するよう計画されておりますが、このルー

トにおいて一部、狭隘箇所もございます。また、今後、ルートを見直しする際に、更に狭隘な箇所をルートとする場合に、できるだけコンパクトなボディの方がより安全な走行が可能であるということ。また、現在、運行している葛城号においても30名近くの乗車がされていることもあったことから、コンパクトなボディでありながら、乗車定員が30名以上のものの車種を選定するために、小型の路線バスでありながら、改造を要することなく補助金対象であるノンステップという要件、これを満たしている。この2点を満たしているのは、現在国内で販売されているものでは、日野自動車のポンチョの1車種のみであることから、特定銘柄物品、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、奈良日野自動車の1者随契としたものでございます。

それから、予定金額とかないというのは、1者随契によって、入札のものと違って、公表をしております。そやから、この入札結果公表書というのが存在しないので、ちょっと今回おつけしなかったということになります。

こちらの方の予定金額とかを申します。まず、予算額4,065万2,000円に対して、予定価格、税抜きと比較価格が3,764万円で、落札金額が3,600万円でございます。落札率は95.642%となりました。契約金額は消費税込みで3,888万円でございます。

それから、マイクロバスについて、予定価格と落札価格の差が少ないという点でございます。

マイクロバスにつきましては、完成車を別の場所で改造するというので、その改造にかなり費用がかかるということで、そちらの方の値引きが少なかつたんじゃないかという考えがございます。

小型ノンステップバスについても同じく、やっぱり改造費用、そちらの方が大きかつたというふうに考えられます。そちらの方の値引きが少なかつたんじゃないかなということ。

改造といっても、特殊な部品をつけるということになりますので、そちらの方の値引きが少なかつたということもあるんじゃないかということが考えられることから、予定価格の方は予算額に近い額でさせていただいたということになっています。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 詳細に説明していただいたんやけども、随意契約の場合で、予定価格を決めていない。これ、わからんことはないと思うわけやけども。予算要求するときに、何らかの形でその資料を集めないと、こんなきちつとした金額、なかなかできへんと私は思うし、随意契約、今、聞かせてもろうたんやけど、ここしかないねんということやから、そんな第167条からいったら、市が有利ということにしか該当できへんと思うから、それはそれでいいが、これ、談合違うのかというような話があるような、余りにも近いので、私もちょっと聞かせてもろうたわけです。

予算要求されるときに、かなり詳細に金額をチェックされて要求されとる。そうしないと、これだけ、99.何%というほどに落札することはなかなか難しいということで、ちょっと今、聞かせてもろうたわけですけども。

競争性ということからいいますと、なかなかその辺が難しいかもわからんし、値切るわけにもいかない。そやから、できるだけ、予算要求をされる時も、そこらをきちっとやっていただいたらなというふうには思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第46号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第46議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第47号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第47議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第48号、財産の取得について（普通消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

**山本総務部長** 総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程となっております議第48号、財産の取得についてでございます。普通消防ポンプ自動車の購入についてでございます。

本案につきましては、消防団の第5分団、第6分団、それぞれの普通消防ポンプ自動車が配備後それぞれ19年を経過いたし、修繕がかさむなど老朽化が著しいため、今回、更新を行うものでございまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決を求めらるものでございます。

取得する財産につきましては、普通消防ポンプ自動車CD-I型2台でございます。

取得の方法につきましては、指名競争入札による購入でございます。

取得の予定金額につきましては、3,650万4,000円でございます。

取得の相手方、長野ポンプ株式会社でございます。

なお、本議案につきましては、予算面で流用対応をさせてもらっております。その経緯につきまして、ご説明、報告いたします。

平成27年度の当初予算要求におきましては、これまで、普通消防ポンプ自動車の購入で実績のありました業者より見積もりをもとに計上しておりました。

しかし、昨年、この業者の社員と他団体の職員が発注された消防自動車購入の入札におきまして競売入札妨害によりまして逮捕されたことにより、平成26年12月4日より本年9月3日までの9カ月間、奈良県の指名停止を受けることとなったわけでございます。本市におきましても、工事等請負契約に係ります指名停止の措置要領に基づきまして、業者選定委員会の議を経て、奈良県と同様の指名停止処分を決定を行ったところでございます。

本年度に購入をお願いいたします2台の普通ポンプ自動車につきましては、先ほど申しましたように故障等老朽化が著しい現状、消防団のかねてからの強い更新要望であり、待ち焦がれておられるところでございます。来年、年明けの消防団の出初め式には、最新の機動力といたし、更新出動いたしたく、これに間に合うように入札発注に係る事務を進めてきておるわけでございます。その中で、当該指名停止業者を除く他の消防ポンプ自動車のメーカーで入札発注することとなったわけでございます。

改めて、他のメーカーの見積もりや、また、他団体の予算計上の状況等も調べましたところ、当初予算額では発注に不足を生ずると判断いたし、流用させてもらった中での入札事務を行ったところでございます。

予算的には、7款消防費の2目非常備消防費でございます。18節備品購入費でございます。当初予算額が3,655万4,000円でございます。その内訳につきましては、普通消防ポンプ自動車2台分の購入経費3,445万2,000円。残る210万2,000円につきましては、消防救急無線のデジタル化に伴います各分団へのポンプ車へ配備する防災行政無線のつけかえ費用となっておったわけでございます。

普通消防ポンプ自動車の購入に当たり、改めて見直しを行った結果、必要予算額を3,672万円と見込み、当初予算額との差額226万8,000円につきましては、この防災行政無線機の節内流用と、残る16万6,000円につきましては同目内の需用費からの流用にて対応させていただいた次第でございます。

流用元となりました各分団への防災行政無線機につきましては、当初予算要求時におきましては、来年の1月までには整備する必要があると聞いておったわけでございます。これは、消防の消防救急無線がアナログ無線からデジタル無線に切りかわるために伴うものでございまして、来年の1月までにと聞いておったわけでございますが、その後、消防署とのたび重なる確認の中で、この平成28年5月末までに、来年の平成28年度です、5月末までに整備すればよいと判明いたし、しかも、現在、葛城市が保有しております防災行政無線機での搭載も可能とのことでございますので、当初見込んだ額よりかなり少ない額にての、平成28年度の当初予算でお願いをいたしたいと考えておるところでございます。

予算の流用につきましては、議決対象となるのは、款、項の科目であり、執行科目であります目、節の流用につきましては、法的には長の権限とされてはおりますが、流用については安易にすべきものでないことは重々認識いたしております。しかしながら、期間的なもの等によりまして、やむなく流用対応をさせていただいたところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

**西井委員長** ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、部長の方から説明していただきました。流用の内容については、理解はできたわけですが、名前は別として、指名停止になったということで、この3者、指名をされておるわけですが、いわゆる消防自動車のことですので、後のメンテ、いろんなことを考えた中で、やはり、別にこの業者に落札せいというのでないわけやけど、ただ、9月3日に、例えば、指名停止切れるとしたら、恐らく出初め式には間に合うであろうと、私は思うたわけやけども。何も、これしかあかんというのと違います。ところが、今、これで、長野ということになってきたら、いろんなメンテからして、緊急の場合に本当にこの対応できるんかなということもあると思います。

ここで、指名を見とったら、小川ポンプ、日本機械、長野ポンプとこうなっているわけやけども。小川ポンプは関西やわな。この日機というのは鳥取のメーカーやな。どっちにしたって、この小川は近くかもしれないけども、ほかにもメーカーはあるのではないかなと思います。これは理事者側のことですから、私がどうの言うの何でもない。慌ててこうやられるのはいいわけやけど、その辺がどうかと心配します。今、3件、備品購入出てきているわけだが、余りにも落札率が、以前からポンプ車でこんな、99%ほどの落札というのは本当に珍しいです。これ、金額見させてもらったら、どうも金額的に、談合というようなことを言ったら、また怒られるかもわからんけども。ちょっとこれ、業者等で細工されたのと違うのかなと。これは、理事者の方ではわかりませんがね。余りにもちょっと、その金額的な、落札率が高いというふうに、私は思います。何も決して反対するとか何でもないわけやけどね。この、バスにしてもこれにしても、随契は別として、本当に今までからずっとやっている中で、これだけの高い落札率って本当に今まで経験があったのかなと、私は思います。その辺をちょっと今後も気をつけていただいたらなと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第48号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第50号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

**山本総務部長** それでは、ただいま上程になっております議第50号、平成27年度一般会計補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度葛城市一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,345万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億781万4,000円といたすものでございます。

本補正内容につきましては、当常任委員会の所管内容となりますので、ご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開き願いたいと思います。

まず、下段の歳出から説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、8目の自治振興費でございます。補正額が2,345万7,000円でございます。内容は、公共バスの運行委託料の追加となっております。

続いて、上段の歳入に移らせていただきます。

9款1項1目の地方交付税でございます。補正額が2,419万2,000円で、公共バスの運行委託に伴う特別地方交付税の追加でございます。

次に、17款の繰入金でございます。1項1目の財政調整基金繰入金で、補正額が73万5,000円の減額となっております。

以上、簡単ではございますが、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、部長の方から説明していただきましたけども、今の2,345万7,000円、この分についてはノンステップバス2台分の委託料になるのかどうか。今、現計予算2,035万1,000円あるわけやけども、例えば、いつからその運行をされるのか。例えば6カ月分の予算であるのか、その辺と、それから、ミニバスの関係ですね。今現在、1台走っているのかな。それ、4台にふえるわけやけども、このミニバスについては、一応、人件費、いわゆる報償費、賃金で措置されているわけやけども、これもいつからされるのか知らんけども、もし運行が例えば10月からするとなってきたら、その辺の費用とかはどうなるのか、教えてもらいたいなというように思います。

西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。

それでは、まず、この予算の内容です。コミュニティバスの再編に係る運行委託費用の計上でございます。

再編後については、道路運送法第4条に係る一般乗り合い旅客自動車運送事業となるため、委託料が増額するものでございます。内訳といたしましては、再編後の委託月額が756万円となり、運行期間は12月から翌年3月までの4カ月分で3,024万円となります。

再編により、現在、運行しております葛城号と当麻・新庄線が廃止となりますので、葛城号192万2,000円。当麻・新庄線486万1,000円が不要となるため、差し引き2,345万7,000円の委託料の増額を計上いたしました。

それから、ミニバスの人件費につきましてでございます。ミニバスにつきましては、委託ではなく臨時雇用、先ほどおっしゃられました臨時雇用を2名雇用して運行しているところでございます。ミニバスの臨時運行賃金を減額いたしますと、現在、納入時期が不安定であるバスの納車、前回の議会のおきにもバスの納車については、ちょっと不安定要素があるということで説明をさせていただいたところではございますが、バスの納車が12月より遅くなった場合に、現行ミニバスの運行ができなくなると。12月導入に向けて努力は精いっぱいいたしているところでございますが、万が一にもおくれた場合も想定して、市民の皆様にご迷惑をかけることのないよう減額しないでそのままというところでございます。運行時期が明確になりましたら、減額の方についてもさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 私、よくわからんのやけども、今現在、奈良交通に委託して1台走っていますね。それを廃止して、今度2台走らすということと違うのかな。それは3月まで、今の分はそのまま走らせて、プラス2台を走らすのか。ちょっとその辺が私、よくわからんのやけども。それと、今、言われたように、ミニバス、この分については一応4台になって、今、1台、ゆうあいとは別として走っているわけですか。それで、12月に入るか入らんかちょっと今、確定できへんということやけども。それ、仮にしたら、今、走っている1台分をやめて、4台分走らすとこういうことでいいわけですか。それでも違うのかな。その、賃金の関係が、余るとか言われているわけですが。その辺が、わからんから。簡単に言うたら、台数がふえるので、人件費ふやすでと言われたらわかるんやけども。そこら辺が私も理解ができませんので、もう一度、教えてほしいです。

西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 公共バスの再編でございます。

今、ミニバス、当麻・新庄線、それから葛城号で、ゆうあいバス、この4つが今現在、運行している状態でございます。再編によって、全てのバスについて、効率よく運行するために、全てを見直すということで、新しい実施計画におきましては、環状線ルートとして、先

ほど承認いただきました小型ノンステップバスを2台走らせていただくのと、あと、今までのゆうあいバス、ミニバスのコースであったところに関しましては、新たに、今、承認いただいた4台のうち3台を常時、走行させていただきまして、ミニバスルートとして再編することになります。

よって、新しく再編された場合には、葛城号も当麻・新庄線もミニバスもゆうあいバスも、全て廃止という形になります。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 見直すのはわかるわけやど。要は、小型ノンステップバスが、見直したら、結局、12月、入ってくるわけやから、12月から3月、4カ月間、運行しますと。前の分についてはもう皆委託、解除して、新たにしますで。こういうことすな。その費用がこんなにかかりますねんと。それはわかりました。

このミニバス、ゆうあいは、言うたら、もう全部なくなると思っていたわけやけども、4台のうちの3台は走らせて、4台買っているわけやろ。1台、予備かいな。なるほど、わかったわかった。それで、全部再編やって、もうゆうあい関係なしに、3台走らせますで。それで、今のとこで、予算はこう、人件費を組んでいるけど、もし不足するねやったら、また補正せな仕方ないし、余ったら減額せんと、3月にすると。こういうことすね。わかりました。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第50号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

これで、本日の審査項目は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば、許可いたします。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、早朝より慎重審議、どうもありがとうございました。大変暑いときでございますので、皆さん方も体にご留意いただきまして、9月議会が、もうまた1月ほどで始まると思

いますが、そのときもまた慎重審議してもらえるように、皆さん方、健康づくりに頑張ってもらいたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午後2時11分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 西 井 覚